

令和2年度 あわらし市景観審議会議事録

| | | |
|-----|--|---|
| 日 時 | 令和3年3月1日（月）午後1時30分から | |
| 場 所 | あわらし市役所3階 正庁 | |
| 議題 | 審議事項 | あわらし市景観計画【変更】（案）について |
| | 報告事項 | 太陽光・風力発電施設の設置基準検討について |
| 出席者 | 委員 (学識経験者) | 菊地吉信（会長） 水上聡子（副会長） 山田哲也 八木康史 |
| | 委員 (団体代表者) | 市野三郎 |
| | 委員 (行政関係者) | 福山貴久（福井県交流文化部文化課主任）（代理出席） 神門博文（三国土木事務所長） 竹澤嘉康（坂井農林総合事務所農村整備部長）（代理出席） |
| | 事務局 | 龍田雅人（建設課長） 浅田政幸（同課長補佐） 渡辺友海（同主査） 酒井良之輔（同主事） 上田真裕（新幹線まちづくり課長補佐） 松本明穂（同主事） |
| 事務局 | 開会時刻 午後1時30分 | |
| 事務局 | （開会） | |
| 事務局 | （開会の挨拶） | |
| 事務局 | （委員の紹介、出席状況の報告、会長・副会長の選出） | |
| 会長 | （会長挨拶） | |
| | 審議事項のあわらし市景観計画の変更(案)について、事務局の説明を求め る。 | |
| 事務局 | （審議事項について説明する） | |
| 会長 | （委員に意見・質問を求める） | |
| 会長 | 「あわらし市景観計画」と「景観まちづくりガイドライン」のそれぞれの役割や使 い方を教えてほしい。 | |
| 事務局 | 「景観計画」は景観法に基づき景観行政団体であるあわらし市が策定したもの であり、「景観まちづくりガイドライン」は「JR芦原温泉駅周辺地区景観まちづく り協議会」が作成したものであり、市の「景観計画」の内容をわかりやすく示すこ とによってより多くの方に理解していただくために作成したもの。 | |

| | |
|-----|---|
| 会長 | 変更後のガイドラインは、対象地区の住民には協議会から配布しているのか。 |
| 事務局 | 変更前のものは配布済みだが、変更後のものはまだ配布していない。 |
| 委員 | 「景観まちづくり協議会」の構成員を教えてください。協議会の名前でガイドラインを発行する趣旨を教えてください。ガイドライン案を作成するにあたり、どの範囲の方が参加し、合意を図ったか。 |
| 事務局 | 構成員は景観重点地区である新富・水口・天王区の区長や副区長、役員。もともとの活動は、北陸新幹線開業に向け地区内の景観形成基準を作成して、建築物・工作物の設置、敷地の緑化の基準の順守、花と緑のまちづくり活動、季節のガーデニング講座、無電柱化の勉強を行ってきた。これまでは緑の景観形成の活動を重点的に行ってきたが、県道で無電柱化事業が始まるということで、無電柱化の勉強を始めた。また、JR芦原温泉駅の駅舎やにぎわい空間の整備の計画が進んできたことにより、民間施設の景観についても勉強していく必要があるという考えから、勉強会を開催し、建築ガイドライン案の作成に至った。 |
| 委員 | 地域の方々が力を合わせてガイドラインを作ったということだが、様々な整備計画が出来上がり、地域を変えていく努力がこれからされていくと思うが、住民の協力意向はどうか。花を植える等のソフト活動はしやすいが、ハード的費用負担を伴うものへの協力意向はどれくらい熟しているのか。 |
| 事務局 | 補助制度をつくってほしいとの地元の要望があった。(補助制度対象の)沿線の住民に対し、「補助制度を作った場合、活用したいですか?」という内容のアンケート調査を実施した。「活用したい」が16%、「内容によっては活用したい」が22%、計38%が活用したいという意向がある。「開業までに活用したいですか?」という問いに対しては、「すぐにでも活用したい」が10%、「めどが立てば活用したい」が39%、計49%が活用したいという回答だった。 |
| 委員 | こういった協議会の活動は素晴らしいと思う。地域発案のもとで力を合わせてやっている。その意向がこれからも活かされていくように、「めどが立てばぜひ」と考えていらっしゃる気持ちが形になっていくように、願っている。 |
| 委員 | ガイドラインは温泉地区にもあるのか。 |
| 事務局 | 温泉地区のガイドラインはない。JR芦原温泉駅前の方は景観まちづくりに取り組む団体があり、ガイドラインの作成に至っている。温泉地区については、まだそのような段階には至っていない。 |
| 委員 | そうすると、新幹線の駅ができて、駅前はこのガイドラインに沿ってきれいになるが、客が来て芦原温泉に入った時に、計画はあるが、全くできていないという状況なのか。 |
| 事務局 | 平成24年の景観計画策定当時に、重点地区として、「あわら温泉地区」と「JR芦原温泉駅周辺地区」の2か所を設定した。景観形成の方針は計画の中に入っているが、重点地区内の具体的な基準については、住民の意向に沿って整備していこうということで、JR芦原温泉駅周辺地区の方は、協議会が発案 |

| | |
|-----|---|
| 委員 | した整備計画がある。あわら温泉地区については、具体的な計画はこれから。 具体的な計画はできていないということだが、今後どうしていくのか。地元の協議会ができなければ、放っておくということか。 |
| 事務局 | 温泉街については市が作成した計画に基づいて、一方通行に変えた道路(市道田中々舟津線)の整備、また、交差する(市道)中央線の整備、清風荘南側道路の歩道の整備、市街地街灯の整備等を行っている。行政ができる整備については行っており、これらについても、新幹線開業に合わせて市で計画して進めていったもの。地元が主体となったJR駅前のような計画が芦原温泉街の方には立ち上がっていないということ。温泉街の整備をしていないということではない。 |
| 委員 | 理解した。景観重要樹木について、警察署前の通り(市道金津芦原線)のアメリカフウの景観整備は一体的にするのか、それとも1本ごとに行うのか。例えば県の文化財のようなものを想定していると思うが、まちなみ景観として一体として捉えるべきではないか。もう一つ、温泉街にある桜並木も景観として一体として捉えるべき。 |
| 事務局 | 警察署前のアメリカフウは、一体的な景観として市としても捉えている。伐採ではなく適正な剪定管理を心掛けている。特にあの通りは、温泉街へのアプローチとして景観的にもとても重要なものとらえている。桜並木については、金津地区のものもある。芦原地区では舟津公園は桜がとてもきれいで、一つの景観をなしている。維持管理を今後も心掛けていきたいと思う。 |
| 委員 | 景観計画【変更】(案)p67の景観形成プログラムについて、長期はR3年度で計画が終わることになっている。このページはこれからやっていくことを記載しているページと思う。「あと1年で全部終わる」と読み取れるが、あと1年で終えなくてはならない理由があるなら教えてほしい。こういう大事なことはもっと伸びていくのではないかとと思うが、どうか。 |
| 事務局 | 景観計画には、計画期間を10年にするとは記載していないが、策定の際におおよその目安として10年という期間を設定している。各項目の進捗、内容の精査については今回の変更作業では検討が追い付いていない。なので、今回の変更案にはそれを載せていない。 |
| 委員 | 平成24年から10年経っているので、延ばせばいいのではないかと。 |
| 事務局 | 期間を延ばすことを検討する。 |
| 会長 | また改定することか。 |
| 事務局 | この計画は、まずは10年間、第1期であり、この期間が終了するまでに再度見直しで、この先の部分が必要になってくる。その内容についてはまた検討する。 |
| 会長 | よろしく願います。 |
| 委員 | 都市計画審議会での意見に「防火・準防火・22条区域」の内容があるが、あわら市は今後、防火・準防火地域指定の検討をしていくのか。 |
| 事務局 | 今までも防火指定については検討してきた。現在も検討中。話題に上がるた |

| | |
|-----|--|
| | <p>びに指定の諸問題によりハードルが高い。これからも検討していく。</p> |
| 委員 | <p>(越前市の)蔵の辻の火災を機に、防火地域指定の議論が再燃しているように思う。あの火災を受けて県内各地で検討されているように思う。景観計画策定に当たり、防火指定のことも合わせて検討すべき。某市で困っているのは、防火・準防火の指定をしたのは良いが、まちなみ形成の阻害になって開発が進まないということ。近隣市町でも聞く話。今現在は既存不適格でいいが、触る(改修する)となると法に合致させて改修していかないといけない。それだから触れないのだという話を聞く。それを見越して条例を改正すると、かえって促進になるかもしれない。福井市内では、防火地域内で木造に似せて復元したという事例もあるので、その辺を踏まえて検討するといいたいと思う。</p> |
| 会長 | <p>貴重な意見と思うので、検討いただきたいと思う。</p> |
| 委員 | <p>(景観計画【変更】(案)p40)重点地区の届出対象行為に、「ただし、屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件は除く」とある。これは、看板は届出しなくてもいい、ということか。</p> |
| 事務局 | <p>看板は、県の屋外広告物条例に基づき申請されるので、景観の届出は対象外としている。</p> |
| 委員 | <p>届出は不要で、景観形成基準についての案内は、屋外広告物条例に基づく申請をするときに、建設課からされるということか。</p> |
| 事務局 | <p>その通り。</p> |
| 委員 | <p>(同ページ)「届出書に添付する図書の一覧」に「屋外広告物の表示等」の記載があり、矛盾している。</p> |
| 事務局 | <p>ご指摘のとおり、おそらく矛盾している。念のため確認をした上で訂正する。</p> |
| 委員 | <p>建物の色彩や「和風モダン」等ここまで絞るのであれば、ライト(照明)の色を統一するといいなあとと思う。旅館や飲食店では電球色を使っているものがほとんど。近年LEDが普及して、白っぽい光が手軽につくれ、よく見受けられる。電球色で統一すると夜のまちなみにも映えると思うので、参考にしてほしい。</p> |
| 会長 | <p>今の照明の話、ガイドラインに追加することは可能か。</p> |
| 事務局 | <p>ガイドラインは地元組織の協議会で作った。その中で、照明のことまでは議論がなかった。ガイドラインに今すぐに追加することは難しい。ただし、協議会の活動は今後も続くので、景観審議会でこういう照明の話があったことは協議会でも報告し、今後の検討課題にしていきたいと思う。</p> |
| 会長 | <p>ぜひよろしく願います。</p> |
| 委員 | <p>(景観計画【変更】(案)p43)広告物の色彩について、「けばけばしい色は避け、」は、「景観に影響を与えるような強すぎる色は避け、」等の表現にしてはどうか。</p> |
| 会長 | <p>先ほどの(届出対象行為の)屋外広告物の記述もそうだが、表現上わかりにくいところは再度チェックをかけて変更していただければと思う。</p> |
| 会長 | <p>都市計画審議会でもご意見あったが、計画やガイドラインを作っとうまく使っていくかがとても大事なこと。実務において、届出規模のちょっと下に抑え</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>て改修することがある。例えば 10 m²と言われれば 9 m²にするなど。事業者・設計者などプロの業者に、こういう考え方があるということをおいてもらうことは、届出対象でない工事をする場合も頭においてもらう方がいいのではないか。全部印刷して配ることはできないと思うが、何かチラシを配るなど積極的に周知すると、せっかく作った計画やガイドラインが活かされることになると思うので、周知方法についても検討いただければと思う。</p> |
| 事務局 | <p>景観計画自体はボリュームがあるので難しいが、ガイドラインは市のホームページに掲載するなど対応していきたいと思う。</p> |
| 委員 | <p>景観計画【変更】(案)p47に景観まちづくりの推進、表彰制度を行政で行っていくと記載あるが、例えば県の屋外広告物の関連で、既存不適格を改修したのについて表彰するというものがある。そういった県の事業について、地元で紹介していくというアプローチは、今まであったか、また、今後行っていくのか。県とあわら市の住み分け・連携はあるのか、教えてほしい。</p> |
| 事務局 | <p>今のところ、県との連携、具体的にはない。ご指摘のあった通り、他市町の事例があると思うので、参考にして県と連携していきたい。市独自の表彰も今後考えていく必要があるので、今のご意見を参考にさせていただきたい。</p> |
| 委員 | <p>県で事業推進する中で、地域からこういう風に修繕しましたという事例がもっと増えてくるといいと思うので、あわら市でもそういう事例が増えるといいなという趣旨で発言した。</p> |
| 委員 | <p>実務に携わる立場としての意見。建物の新築・増築等する際、用途地域や防火指定等を確認する機会がある。その際に、景観重点地区であること、景観の基準があることも伝えてくれると助かる。建築確認の協議が整った後に都市計画の指摘を受けることがある。そうなれば手戻りになる。施主説明においても景観基準に適合させる必要があることを話さないといけない。行政への確認の際に、案内があると助かる。</p> |
| 事務局 | <p>そのように対応する。</p> |
| 会長 | <p>(審議事項について承認を諮る)</p> |
| 委員 | <p>(異議なし)</p> |
| 会長 | <p>(承認する)</p> |
| 会長 | <p>報告事項の太陽光・風力発電施設の設置基準検討について、事務局の説明を求める。</p> |
| 事務局 | <p>(報告事項について説明する)</p> |
| 会長 | <p>(委員に意見・質問を求める)</p> |
| 委員 | <p>お願いしたいこと。近隣の坂井市等と連携をとって広域的に話を進めていただきたい。あわら市で様々な問題になりかねないという説明だったが、自然エネルギーの利用と相反することかもしれないが、近隣坂井市と足並みをそろえてガイドラインを定めて、あわら市でも坂井市でも同じような基準を考えているとした方がいいと思う。極端なことを言えば、あわら市の基準が緩くて坂井市では厳しいとなれば、あわら市のどこを見ても太陽光パネルだらけということにもなり</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>える。そうなってくると、三国土木事務所、福井県も協力いただいでの話になるかと思う。そこも踏まえてぜひお願いしたい。</p> |
| 会長 | <p>ぜひ、今のご意見も反映させていただきたい。</p> |
| 委員 | <p>基準を作ろうというのはいい話。スケジュールはあるのか。道路の中に埋めたい(占有申請)など、事業が始まっている。スケジュールをどう考えているのか。</p> |
| 事務局 | <p>何年度にという具体的なスケジュールは立っていない。検討の方法について検討している。まずは調査から。市内にはどれくらい施設が建っているのか、他市町にはどのような基準があるのか、法制度の整理、景観法上の取り扱い、上位計画との関係性の確認。それらの調査をして、その後、事業者との調整、庁舎内の調整も行うという項目出しをしているところ。整えば、例えば 2 年間をかけて計画を作っていくという案はあるが、いつからの着手になるか、すでに協議のある具体的な施設に対して間に合っていくのか、ということまでは検討が進んでいない。直近の建設の予定に対しては、関係することになれば、基準がいつから適用になるかということも併せて検討する必要がある。基準が具体的にになってきた段階で、事業者へどのように周知し、調整していくのか、併せて検討したいと思っている。</p> |
| 会長 | <p>ずっと検討していても(時間ばかり過ぎてしまう)。</p> |
| 委員 | <p>補足だが、太陽光・風力の、ものが建つこと自体は景観法では阻止できない。色を目立たなくするなどのガイドラインを定めて(この市は)ちゃんとやっているから建てないようにしようという方法での制限はできる。事業者の方で、環境アセスメントを出す中で、どういう風に見えるのかを(フォトモンタージュで)示したりして、あまりにも影響がある場合は、大きい団体で反対する等の手法もあるので、あわら市と県とで情報交換してやっていきたい。また、全国的な事例も増えてきているので、そういった情報も提供しながら進めていきたいと思う。</p> |
| 委員 | <p>ニュースで、大規模ソーラー発電で、大雨時に土砂が川に流れて濁って生態系が崩れて大問題になったとのこと。あくまでも個人の土地を貸し出すなどでやる事業に対して市が口を出すのは難しく、把握するものむずかしい中で、チェック体制をどのようにしたらいいか。国の差別をするわけではないが、あわら市内で、中国企業の事業に対して区が反対しているという話も聞く。事業後のことが怖い。前回の審議会でも話に出たが、事業後の処分費を積立するという方法がある。そうすると安心なので、検討していただければと思う。</p> |
| 事務局 | <p>規制がなかなか難しい。太陽光発電施設は開発行為にもかからない。地区によっては地主や周辺住民の同意の際に、区として同意しないところもあるようだ。後々になって環境に悪影響を及ぼさないようにという観点では、排水計画を提出するように地元から事業者へ要望して、それに事業者が応えるなど、歩み寄っている話も聞く。今後、地元から相談を受けた際は、「地元への配慮をするよう」事業者へ求めた方がいい等、アドバイスはしていこうと思う。</p> |
| 委員 | <p>建物を建てる際は建築確認が要るが、太陽光発電は何も届出がいらないの</p> |

| | |
|-----|---|
| | か。 |
| 委員 | 建築基準法上の工作物、建築物の定義がある。実務においては、届出要件の規模ぎりぎりを狙うので、網をくぐり抜けているのが現状と思う。基準がない、法整備がない中で、通常は、建築基準法の確認申請がかからない範囲で計画するようだ。 |
| 事務局 | 各種法令について調べたところ、土地売買を伴うものは、そちら(国土利用計画法の届出)でひっかかってくる。景観法では、届出対象行為に位置付けなければ届出されないの、把握する方法がない。開発行為については、建物の建築を伴わないものは開発行為の届出対象にはならない。となっている。 |
| 委員 | 国で進めている、ZEB(ゼブ:net Zero Energy Building)、ZEH(ゼッチ:net Zero Energy House)がある。あわら市でも事例がある。消費するものは自己完結しようというもの。まずは国の施設から、次に地方公共団地の公共事業に関しても、民間にも広げよう、というもの。国の補助制度がある。基準にはランクがある。ZEBの基準を満たすためには、例えば屋根あるいは壁のほぼすべてを太陽光パネルにするなどしないと実現しづらいところがある。いずれ、これが当たり前になって例えば規模の大きい施設については、自分で消費するエネルギーについては自己の建物で作り出ささいというのが、国が示す基準になるので、それは近い将来、あわら市の中でも広がっていくというのが思いつく。そうすれば、何が問題になるかという、例えば太陽光パネルが壁面・屋根面に設置せざるを得なくなる。そうすると、先ほどの景観計画で示しているものに沿うか沿わないか、という話になる。空き地に太陽光・風力が建つ、そういった規模の大きいものもさることながら、建物につく規模の小さいものについても検討する必要があるが出てくる。(太陽光発電を)やる方がいい、やるべきという内容に、近い将来なっていくので、併せて検討していただきたい。 |
| 会長 | 今後の議論に活かしていただきたい。 |
| 会長 | 他に意見ないか。 |
| 委員 | (意見なし) |
| 会長 | 無いようなので、報告事項については以上とする。 |
| 事務局 | その他、意見・質問ないか。 |
| 全体 | (意見なし) |
| 事務局 | (閉会の挨拶) |
| | 閉会時刻 午後 3 時 |